

情報公開規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社Foreque（以下「会社」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するために必要な事項を定めることにより、会社の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 会社は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、本規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置きより、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 会社は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第4条の方法によるものとする。

(書類の備置き等)

第6条 会社は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 会社は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、管理部門長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、会社の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、会社の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。

ただし、会社は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、取締役会の決議により定める。

附則

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。

(施行)

第10条 本規程は、令和6年5月1日から施行する。

別表

対象書類等の名称	備置期間
1 定款	永久
2 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書	5 年間
3 取締役会の議事録（休眠預金活用事業に係る部分）	10 年間
4 株主総会の議事録（休眠預金活用事業に係る部分）	10 年間